

資料5

平成24年度大分県公立学校教員採用選考試験実施要項

1 目的

大分県公立学校教員を志望する者について、平成24年度採用に当たっての選考資料とするため、これを実施する。

2 試験区分、志望種及び採用予定者数等

(1) 一般選考

志望種	採用予定者数	
	全体数	教科・科目別内訳等
① 小学校教諭	86人	
② 中学校教諭	42人	国語(3) 社会(2) 数学(10) 理科(10) 音楽(2) 美術(1) 保健体育(3) 技術(1) 家庭(1) 英語(9)
③ 高等学校教諭	35人	国語(5) 地理歴史〔世界史(1) 地理(1)〕 数学(5) 理科〔物理(1) 化学(2) 生物(2)〕 保健体育(1) 音楽(1) 美術(1) 書道(1) 英語(5) 家庭(1) 農業(1) 工業〔機械(3) 電気(1) 建築(1)〕 商業(1) 情報(1)
④ 特別支援学校教諭	28人	小学部 (12) 中学部 (4) 高等部 (12)
⑤ 養護教諭	24人	
一般選考計	215人	

※ ④のうち小学部又は中学部の合格者は、特別支援学校のほか、免許状の種類に応じ、小学校又は中学校において、特別支援学級担当の教諭として勤務する(以下同じ)。

※ ①から④までの合格者のうち日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師として採用する(以下同じ)。

(2) 特別選考

障がい者が社会参加することを通じて青少年の健全育成を推進するため、また、社会人としての多様な経験や専門的な知識・技能を教育に生かすために実施する。

特別選考種	採用予定者数	摘 要
特別選考(Ⅰ) (障がい者特別選考)	2人	一般選考の志望種②から④までのいずれかを志望する者で、教科・科目は問わない。第1次試験、第2次試験及び第3次試験は一般選考と同様の試験を実施するが、願書の記載事項を審査の上、第2次試験の実技試験(特別支援学校教諭志望者に限る。)及び第3次試験の適性検査の一部又はすべてを免除することがある。また、障がいの種類や程度に応じた受験上の配慮を行う。
特別選考(Ⅱ) (社会人特別選考)	2人	一般選考の志望種①又は②を志望する者で、教科は問わない。第1次試験は教養試験及び専門試験に代えて、小論文を実施する(実技試験(当該教科受験者)は実施する)。なお、第2次試験及び第3次試験は一般選考と同様の試験を実施する。
特別選考計	4人	

3 受験資格

一 般 選 考	<p>次の(1)から(4)までの要件を全て満たす者に限る。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格条項に該当しない者</p> <p>(2) 志望種に応ずる教諭普通免許状（特別支援学校教諭志望者は、特別支援学校教諭普通免許状又は盲・聾・養護学校のいずれかの教諭普通免許状に加えて、小学部志望者は小学校教諭普通免許状、中学部志望者は中学校教諭普通免許状、高等部志望者は高等学校教諭普通免許状）を現に有している者又は平成24年3月31日までに取得見込みの者 平成6年3月31日以前において、高等学校の社会科教諭普通免許状を取得した者は、高等学校教諭の地理歴史を受験できる。</p> <p>(3) 昭和46年4月2日以降に生まれた者。ただし、大分県公立学校教職員（臨時的任用の者を除く。）又は他都道府県の国公立学校教諭若しくは養護教諭として現に身分を有する者は、昭和41年4月2日以降に生まれた者</p> <p>(4) 県内のどこにでも赴任できる者</p>
特別 選考 (I)	<p>上記(1)から(4)までの要件に加え、(5)の要件を満たす者に限る。</p> <p>(5) 身体障害者手帳の1級から6級までのいずれかの交付を受けている者で、自力で通勤が可能であり、かつ、介助なしに教員としての職務遂行が可能なもの</p>
特別 選考 (II)	<p>上記(1)及び(4)の要件に加え、(6)から(8)までの要件を全て満たす者に限る。</p> <p>(6) 次のア又はイに該当する者 ア 志望種に応ずる教諭普通免許状を現に有している者又は平成24年3月31日までに取得見込みの者 イ (6)のアに該当しない者で、次の①及び②に該当するもの（中学校教諭志望者に限る。） ① 志望する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者 ② 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者</p> <p>(7) 昭和46年4月2日以降に生まれた者</p> <p>(8) 民間企業・官公庁等において常勤の職（国公立学校・学習塾・予備校等の教育職を除く。）として平成23年6月1日現在5年以上継続して勤務している者</p>

(注意) 特別選考IIの受験資格の(6)のイの要件について

採用に当たっては、教職員免許法第5条第3項に定める特別免許状の授与を受ける必要があることから、(6)のイの①の基準に関して、出願に基づき提出書類(p.4)により、次の観点から特別免許状授与の可否について予備的な審査を行う。

i) 「志望する教科に関する専門的な知識経験又は技能」は、担当する教科の教育課程、学習指導要領等に照らし、学校教育の効果的実施が期待できるものであること。

ii) 志望する教科に関する専門的な知識経験又は技能に関連した実務経験を、5年以上有していること。
なお、特別免許状の授与について、不明な点は事前に確認すること。

(参考)

地方公務員法(抜粋)

(欠格条項)

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法(抜粋)

(校長・教員の欠格事由)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- (4) 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 第1次試験の免除

(1) 免除の要件

平成23年度大分県公立学校教員採用選考試験の第1次試験及び第2次試験を受験し、いずれにも合格した者であって、かつ、平成24年度大分県公立学校教員採用選考試験において、同一の志望種、教科・科目を受験するものは、希望により第1次試験を免除する。

ただし、特別選考(Ⅱ)を受験する者は除く。

(注意)平成23年度大分県公立学校教員採用選考試験における第1次試験免除者は、同年度第2次試験に合格した場合でも、平成24年度大分県公立学校教員採用選考試験の第1次試験を免除しない。

(2) 免除の手続

免除を希望する者は、願書の該当欄に記入した上で、「6 出願等手続」に従って出願すること。

(3) その他

上記(1)により、第1次試験の免除が認められた者については、平成24年度大分県公立学校教員採用選考試験の第2次試験に合格した場合においても、平成25年度大分県公立学校教員採用選考試験の第1次試験を免除しない。

5 小学校教諭志望者の東京都併願

この制度は、本県小学校教諭志望者について、平成24年度東京都公立学校教員採用候補者選考(以下「東京都選考」という。)への併願を認め、平成24年度大分県公立学校教員採用選考試験(以下この項において「大分県選考」という。)の第1次試験の受験をもって、東京都選考の第一次選考を受験したものとみなすものである。

(1) 併願の要件

大分県選考の一般選考志望者で、次の①から③までの全てに該当する者は、希望により、平成24年度東京都公立学校教員採用候補者選考実施要綱に定める「県教育委員会と連携した協調特別選考」を併願することができる。

- ① 小学校教諭を志望する者
- ② 大分県選考の一般選考の受験資格を満たす者
ただし、東京都選考の一般選考の年齢に関する要件を満たす者(昭和47年4月2日以降に生まれた者)に限る。
- ③ 次のアからウまでの全てに同意する者
ア 大分県選考を第1志望とし、東京都選考を第2志望とすること。
イ 併願者に係る願書及び東京都選考の第一次選考において必要とする大分県選考の第1次試験の成績等のデータ(第1次試験の免除を受けた者については、平成23年度大分県公立学校教員採用選考試験のもの)を、大分県教育委員会が東京都教育委員会に提供すること。
ウ 東京都教育委員会は、大分県選考の第3次試験の合格者については、第2志望である東京都選考を辞退したものとみなし、合否判定を行わないこと。

(2) 併願の手続

- ① 併願を希望する者は、願書の該当欄に記入した上で、「6 出願等手続」に従って出願すること。
- ② 大分県選考の第1次試験の免除を希望する場合も、併願を希望することができる。
- ③ 併願者は、東京都選考の他の区分の選考に出願することはできない。

(3) 試験の実施

- ① 大分県選考の第1次試験の受験をもって、東京都選考の第一次選考を受験したものとみなす(第1次試験の免除を受けた者を含む)。
- ② 大分県教育委員会は第2次試験及び第3次試験を、東京都教育委員会は第二次選考を、それぞれ個別に実施する。
- ③ 大分県選考の第1次試験及び東京都選考の第一次選考の両方に合格した者は、大分県選考の第2次試験及び東京都選考の第二次選考の両方を受験することができる。
- ④ 各試験の合格者の決定は、大分県教育委員会及び東京都教育委員会が、それぞれの選考基準により独自に行う。

(4) その他

- ① 東京都選考の採用見込数、第二次選考の詳細等は、平成24年度東京都公立学校教員採用候補者選考実施要綱(東京都教育委員会ホームページ「東京都教員採用選考の案内」参照)で確認すること。
- ② 東京都選考の第二次選考の内容について不明な点は、東京都教育庁人事部選考課(電話(03)5320-6787)に問い合わせること。

[東京都選考(協調特別選考)の主な日程]

第一次選考合格発表	平成23年8月8日(月)	
第二次選考	平成23年8月28日(日)	①論文(90分間) ②個人面接
第二次選考合格発表	平成23年10月21日(金)	

6 出願等手続

(1) 願書受付期間及び提出方法等

願書受付期間 平成23年6月1日(水)から6月15日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

提出方法は、次の①又は②とする。①、②とも、提出書類を封筒に入れ、封筒の表に「(志望種名称) 受験願書在中」と朱書きすること。(例:「中学校教諭受験願書在中」)

① 持参による場合	・6の(2)の書類の提出先に持参すること。 ・受付時間は、8:30～17:15とする。
② 郵送による場合	・簡易書留とする。 ・平成23年6月15日の消印のあるものまで有効とする。

(2) 書類の提出先

大分市府内町3丁目10番1号 大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班(大分県庁舎別館7階)
郵便番号 870-8503 電話(097)506-5518

(3) 提出書類 (①から⑤までは全員、⑥及び⑦は該当者のみ)

	提出物	注意事項等
①	願書	・必要事項を記入し、写真を貼付すること。
②	願書整理カード	・必要事項を記入すること。
③	写真票	・必要事項を記入し、願書と同一の写真を貼付すること。
④	受験票	・必要事項を記入すること。 ・50円切手をはること(速達を希望する場合は、320円分の切手をはり、表に「速達」と朱書きすること。)
⑤	返信用封筒	・80円切手をはり、住所、氏名を明記すること。 ・封筒の規格は、23.5cm×12cm(長形3号)とする。
⑥	身体障害者手帳の写し	・特別選考(Ⅰ)志望者のみ
⑦	特別選考(Ⅱ)の受験資格(6)のイの要件に該当する者に必要な提出書類	・特別選考(Ⅱ)の受験資格(6)のイの要件に該当する者は、次のi)及びii)の書類を提出すること。 i) 教員の職務を行うために必要な資質能力に関するアピール書(別紙様式1)(自らの専門的な知識経験又は技能と教育指導との関連及び活用、これまでの指導歴その他教員としての資質能力についてアピールしたい事項) ii) 志望する教科に関する専門的知識経験又は技能を有すると認められる資格(国家資格、公的資格、民間資格の別を問わない。)を証する書類(写しでもよい。) ※ 別紙様式1は、次のア)又はイ)の方法により入手すること。 ア) 大分県教育委員会のホームページ(http://kyouiku.oita-ed.jp/)からダウンロードする。 イ) 上記6の(2)の書類の提出先に請求する(事前に電話連絡すること。)

(注意) ア 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けないことがある。

イ ①から④までは切り離さないこと。

ウ 受験料は不要である。

エ 身体に障がい等があり、試験場において配慮を必要とする受験者(例:車いす使用等)は、願書の「受験上の配慮」欄にその旨を記入すること。

オ 特別選考(Ⅰ)による特別支援学校教諭(小学部・中学部・高等部)志望者で、第2次試験の実技試験の一部又は全ての免除を希望する者は、願書の「受験上の配慮」欄にその旨を記入すること。

カ 特別選考(Ⅱ)志望者は、願書の「職歴」欄に、民間企業・官公庁等において常勤の職として5年以上継続して勤務していることが分かるように記入すること。

なお、第3次試験合格後、在職証明書の提出が必要である。

(4) 特別選考志望者も含め、出願する志望種は、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭(小学部・中学部・高等部)又は養護教諭のいずれか一つとすること。「5 小学校教諭志望者の東京都併願」による併願を除き、併願はできない。また、出願後の試験区分、志望種及び教科・科目の変更は認めない。

(5) 受験票の交付

平成23年7月5日(火)頃本人あて発送する。

7 第1次試験

第1次試験においては、基本的知識等の修得状況を判断するものとし、以下のとおり実施する。

(1) 期日

平成23年7月17日(日)

(2) 試験場

大分県立大分舞鶴高等学校 大分市今津留1丁目19番1号 電話(097)558-2268

大分県立大分豊府中学校・高等学校 大分市大字羽屋600番地1 電話(097)546-2222

(注意)ア 上記2会場で実施する。各受験者の試験場は受験票に記載して通知する。

イ 受験者の自家用車(二輪車を含む。)による試験場への乗り入れ及び自家用車による試験場への送迎は禁止する。なお、自転車は、指定の置き場に駐輪すること。

ウ 試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。

エ 携帯電話は、試験場内では使用できない。

(3) 日程及び試験内容

時間	試験等	内容等	
9:40	試験室入室完了	・試験室には9:00から入室可	
9:40～10:00	出欠確認、諸注意		
10:00～10:50	教養試験 ※特別選考(Ⅱ)志望者に対しては、小論文(10:00～11:20、1200字以内)を実施する。	・人文・社会・自然科学に関する基本的な一般教養 ・教育原理・教育心理・教育法規等に関する基本的な教職教養(答申・学習指導要領を含む。)	
11:20～12:30 (音楽、美術、書道及び保健体育は12:10まで)	専門試験	小学校	・小学校の全教科及び英語(リスニング)
		中・高等学校	・受験する教科・科目(英語はリスニングを含む。)
		特別支援学校	・特別支援教育に関する専門的事項
		養護教諭	・養護に関する専門的事項
13:00～	実技試験	・中・高等学校の音楽、美術及び保健体育並びに高等学校の書道志望者のみ ・内容及び携行品は次頁を参照のこと	

(注意)ア 教養試験及び専門試験に遅刻した場合は、試験開始後30分以内の遅刻に限り、受験を認める。

イ 当日は、受験前に試験場の諸掲示に注意すること。

ウ 教養試験及び専門試験の実施時間中は、携帯電話や荷物は試験室外の指定箇所(当日指定する。)に置くこと。試験実施時間中に、試験室内に携帯電話を持ち込んだ場合は、受験を無効とすることがある。

エ 教養試験及び専門試験の実施時間中は、途中退室することはできない。

オ 教養試験問題及び専門試験問題は、択一式とする。

ただし、一部の教科・科目の専門試験においては、一部又は全てに、数値を記入する問題を出題する。

カ 中・高等学校の保健体育志望者で、実技試験のうち水泳を7月17日に受験できない者は、第1次試験当日に申請することにより、水泳を予備日(別途指定する日)に受験することを認める。

キ 実技試験において、試験当日及び予備日に、身体的な事情により実技の実施に支障のある者は、試験当日、受付時に、医師の診断書を提出すること(この場合、実技を全く行わない者は、0点として取り扱うものとする。)

※ 第1次試験の実技試験内容

志望種・志望教科	内 容
中・高等学校の音楽	<ul style="list-style-type: none"> ・弾き歌い（当日指定の課題曲をピアノ伴奏しながら歌唱する。） ・楽曲の演奏（声楽、ピアノ又は他の楽器（ただし、電子・電気楽器は除く。）による任意の楽曲の演奏（暗譜、伴奏なし）） ※ピアノは、試験室に準備したものをを使用すること。 ※楽器を持参する場合は、各自で持ち運びが容易なものであること。 ※持参した楽器の音の調整等は、試験前に5分程度可能である。 ※2分程度で演奏を止めるので、楽曲の途中から演奏してもよい。
中・高等学校の美術	鉛筆デッサン、水彩画
中・高等学校の保健体育	<ul style="list-style-type: none"> ・共通種目（体づくり運動、水泳（50メートル）） ・選択種目（選択Ⅰ及びⅡから、出願時に各1種目を選択すること。） 【選択Ⅰ】 ①マット運動 ②ハードル走 ③柔道 ④剣道 ⑤創作ダンス 【選択Ⅱ】 ⑥バスケットボール ⑦ハンドボール ⑧サッカー ⑨ラグビーフットボール ⑩バレーボール ⑪ソフトテニス・テニス ⑫ソフトボール
高等学校の書道	毛筆、硬筆

(4) 携行品

	携 行 品	注 意 事 項 等										
①	受験票											
②	筆記用具	・黒鉛筆又はシャープペンシル（HB程度）、消しゴム										
③	時計	・計時機能だけのものに限る。										
④	上履き及び靴入れ											
⑤	実技試験に必要なもの（右表のとおり）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>志望種・志望教科</th> <th>携 行 品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中・高等学校の音楽</td> <td>楽曲の演奏に必要な楽器等</td> </tr> <tr> <td>中・高等学校の美術</td> <td>画用鉛筆、水彩用具一式（絵の具については、アクリルガッシュ、ポスターカラーも可）、画板、画板に紙を固定するもの（クリップ、画鋏等）、制作に適した服装</td> </tr> <tr> <td>中・高等学校の保健体育</td> <td>運動に適した服装、水着、水泳帽 選択した種目に必要な用具</td> </tr> <tr> <td>高等学校の書道</td> <td>筆（最大半切作品が書けるものから、仮名、小字が書けるものまで）、墨、硯、墨池、毛氈、文鎮、水滴、定規、制作に適した服装 ※字典を持ち込むことはできない。 ※硬筆については、試験室に用意された用具を使用すること。</td> </tr> </tbody> </table>	志望種・志望教科	携 行 品	中・高等学校の音楽	楽曲の演奏に必要な楽器等	中・高等学校の美術	画用鉛筆、水彩用具一式（絵の具については、アクリルガッシュ、ポスターカラーも可）、画板、画板に紙を固定するもの（クリップ、画鋏等）、制作に適した服装	中・高等学校の保健体育	運動に適した服装、水着、水泳帽 選択した種目に必要な用具	高等学校の書道	筆（最大半切作品が書けるものから、仮名、小字が書けるものまで）、墨、硯、墨池、毛氈、文鎮、水滴、定規、制作に適した服装 ※字典を持ち込むことはできない。 ※硬筆については、試験室に用意された用具を使用すること。
志望種・志望教科	携 行 品											
中・高等学校の音楽	楽曲の演奏に必要な楽器等											
中・高等学校の美術	画用鉛筆、水彩用具一式（絵の具については、アクリルガッシュ、ポスターカラーも可）、画板、画板に紙を固定するもの（クリップ、画鋏等）、制作に適した服装											
中・高等学校の保健体育	運動に適した服装、水着、水泳帽 選択した種目に必要な用具											
高等学校の書道	筆（最大半切作品が書けるものから、仮名、小字が書けるものまで）、墨、硯、墨池、毛氈、文鎮、水滴、定規、制作に適した服装 ※字典を持ち込むことはできない。 ※硬筆については、試験室に用意された用具を使用すること。											
⑥	身体障害者手帳	・特別選考（Ⅰ）志望者のみ										

(5) 試験結果

- ① 第1次試験の合格者数は、採用予定者数の3倍（採用予定者数が1人の場合は4倍）とする。
ただし、平成23年度大分県公立学校教員採用選考試験で、試験を実施しなかった志望種、教科・科目は、採用予定者数の4倍（採用予定者数が1人の場合は6倍）とする。
- ② 第1次試験の結果は、平成23年7月29日（金）午前9時、大分県庁舎本館1階の県政掲示板（県民室横）に、第1次試験の合格者の受験番号を掲示するとともに、別途受験者全員あて文書で通知する。
また、第1次試験の合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ（<http://kyouiku.oita-ed.jp/>）にも掲載する。
- ③ 第1次試験の教養試験及び専門試験の「正解・配点」を大分県教育委員会のホームページ（<http://kyouiku.oita-ed.jp/>）に掲載する。
- ④ 各志望種、教科・科目における教養試験、専門試験及び実技の合計点の合格最低点を、大分県教育委員会のホームページ（<http://kyouiku.oita-ed.jp/>）に掲載する。

8 第2次試験

第1次試験の合格者及び免除者について、教員として必要な専門性を判断するため、以下のとおり、第2次試験を実施する。

なお、日程等の詳細は、第1次試験の合格者には第1次試験結果通知に併せて指示する。また、第1次試験の免除者には、平成23年7月29日頃本人あて通知する。

(1) 期 日

平成23年8月7日(日)から8月12日(金)まで(予定)のうち、指定する日

(2) 試験場

大分県立爽風館高等学校 大分市上野丘1丁目11番14号 電話(097)547-7700

ただし、小学校教諭及び特別支援学校教諭の体育実技試験は、

大分県立大分上野丘高等学校 大分市上野丘2丁目10番1号 電話(097)543-6249

(注意)ア 受験者の自家用車(二輪車を含む。)による試験場への乗り入れは禁止する。なお、自転車は、指定の置き場に駐輪すること。

イ 試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。

ウ 携帯電話は、試験場内では使用できない。

(3) 試験内容

試 験	内 容 等
模擬授業(場面指導)	・養護教諭志望者は場面指導とする。
口頭試問	・模擬授業(場面指導)や教科・科目等の専門に関する内容
実技試験	・小学校、特別支援学校、中学校技術、中・高等学校の英語、家庭、養護教諭を志望する者のみ ・内容及び携行品は、以下を参照のこと。

(注意)ア 小学校及び特別支援学校教諭志望者で、実技試験のうち水泳を指定された当日に受験できない者は、第2次試験当日に申請することにより、水泳を予備日(別途指定する日)に受験することを認める。

イ 実技試験において、試験当日及び予備日に、身体的な事情により実技の実施に支障のある者は、試験当日、受付時に、医師の診断書を提出すること(この場合、実技を全く行わない者は、0点として取り扱うものとする。)

※ 第2次試験の実技試験内容

志望種・志望教科	内 容
小学校	音楽(バイエルの70番以上又は同程度のレベルの1曲を演奏(楽譜を見てもよい。)し、歌唱共通教材を1曲階名唱する。) 体育(マット運動(前転・後転・側転等を試験当日指定)及び水泳(25メートル、泳法自由))
中学校技術	ものづくり領域における木材加工を中心とした実技と道具の適切な使い方に関する試験
中・高等学校の家庭	被服製作実習の技能に関する試験 調理実習の技能に関する試験
中・高等学校の英語	英会話(英語によるグループディスカッション)
特別支援学校	体育(マット運動(前転・後転・側転等を試験当日指定)及び水泳(25メートル、泳法自由))
養護教諭	救急処置の実技に関する試験

(4) 携行品

	携行品	注意事項等										
①	受験票	・第1次試験で使用したもの										
②	筆記用具											
③	時計	・計時機能だけのものに限る。										
④	実技試験に必要なもの (右表のとおり)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>志望種・志望教科</th> <th>携行品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>運動に適した服装、水着、水泳帽、上履き、靴入れ</td> </tr> <tr> <td>中学校技術</td> <td>実技のできる服装、タオル、筆記用具(けがき用)、木工用具一式(さし金、両刃のこぎり、平かんな、四つ目きり、鑿、げんのう、釘抜き)</td> </tr> <tr> <td>中・高等学校の家庭</td> <td>裁縫道具一式、調理実習着、三角巾、手ふきタオル、布巾2枚</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>運動に適した服装、水着、水泳帽、上履き、靴入れ</td> </tr> </tbody> </table>	志望種・志望教科	携行品	小学校	運動に適した服装、水着、水泳帽、上履き、靴入れ	中学校技術	実技のできる服装、タオル、筆記用具(けがき用)、木工用具一式(さし金、両刃のこぎり、平かんな、四つ目きり、鑿、げんのう、釘抜き)	中・高等学校の家庭	裁縫道具一式、調理実習着、三角巾、手ふきタオル、布巾2枚	特別支援学校	運動に適した服装、水着、水泳帽、上履き、靴入れ
		志望種・志望教科	携行品									
		小学校	運動に適した服装、水着、水泳帽、上履き、靴入れ									
		中学校技術	実技のできる服装、タオル、筆記用具(けがき用)、木工用具一式(さし金、両刃のこぎり、平かんな、四つ目きり、鑿、げんのう、釘抜き)									
		中・高等学校の家庭	裁縫道具一式、調理実習着、三角巾、手ふきタオル、布巾2枚									
特別支援学校	運動に適した服装、水着、水泳帽、上履き、靴入れ											

(5) 試験結果

- ① 第2次試験の合格者数は、採用予定者数の2倍(採用予定者数が1人の場合は3倍)とする。
- ② 第2次試験の結果は、**平成23年8月25日(木)午前9時**、大分県庁舎本館1階の県政掲示板(県民室横)に、第2次試験の合格者の受験番号を掲示するとともに、別途受験者全員あて文書で通知する。
また、第2次試験の合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ(<http://kyouiku.oita-ed.jp/>)にも掲載する。

9 第3次試験

第2次試験の合格者について、教員として必要な人間性を判断するため、以下のとおり、第3次試験を実施する。

なお、日程等の詳細は、第2次試験結果通知に併せて指示する。

(1) 期 日

平成23年9月2日(金)から9月6日(火)まで(予定)のうち、指定する日

(2) 試験場

大分県教育センター 大分市大字旦野原847番地の2 電話(097)569-0118

(注意)ア 試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。

イ 携帯電話は、試験場内では使用できない。

(3) 試験内容

試験	内容等
面接Ⅰ	集団面接・集団討論
面接Ⅱ	個人面接
適性検査	教育公務員としての適性を検査する。

(4) 試験結果

第3次試験の結果は、平成23年10月3日(月)(予定)午前9時、大分県庁舎本館1階の県政掲示板(県民室横)に第3次試験の合格者の受験番号を掲示するとともに、別途受験者全員あて文書で通知する。

また、第3次試験の合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ(<http://kyouiku.oita-ed.jp/>)にも掲載する。

10 各試験の配点

(1) 第1次試験(150点満点)

一般選考及び特別選考(Ⅰ)

志望種・志望教科		教養試験	専門試験	実技試験
中学校	音楽・美術・保健体育	50	60	40
高等学校	音楽・美術・書道・保健体育			
上記以外		50	100	

特別選考(Ⅱ)

志望種・志望教科		小論文	実技試験
中学校	音楽・美術・保健体育	110	40
上記以外		150	

※ 第1次試験の合格者は、第1次試験の成績により決定する。

(2) 第2次試験(300点満点)

志望種・志望教科		模擬授業	口頭試問	体育実技	音楽実技	実技試験
小学校		120	120	30	30	
中学校	技術・家庭・英語	130	130			40
高等学校	家庭・英語					
養護教諭						
特別支援学校		135	135	30		
上記以外		150	150			

※ 養護教諭の模擬授業欄の点は、場面指導の点とする。

※ 第2次試験の合格者は、第2次試験の成績により決定する。

(3) 第3次試験(300点満点)

志望種・志望教科	面接Ⅰ	面接Ⅱ
全志望種、志望教科	150	150

※ 第3次試験の合格者は、第2次試験及び第3次試験の総合成績(600点満点)により決定する。

11 得点等の送付・開示

- (1) 希望者に対して、第1次試験、第2次試験及び第3次試験の得点及び総合点を、各試験の結果の通知とともに送付する。願書の該当欄に希望の有無を記入すること。
- (2) (1)の情報は、大分県個人情報保護条例(平成13年大分県条例第45号)第21条の規定に基づき、各試験の結果発表の日から起算して1月間(土曜日、日曜日及び祝日を除く)、教育人事課において、受験者本人が受験票又は自動車運転免許証を提示することにより、口頭による開示(簡易開示)を請求することができる。
(注意) (2)で開示する情報は、(1)で送付する情報と同一である。

12 合格者の行う手続等

- (1) 第3次試験の合格者は、指定する日までに健康診断書(所定用紙)を提出すること。詳細は、第3次試験合格者に対して通知する。
- (2) 特別選考(Ⅱ)による第3次試験の合格者は、指定する日までに、民間企業・官公庁等において5年以上継続して勤務していることが分かる、勤務先が発行する在職証明書(様式は任意)を提出すること。

13 採用

- (1) 選考試験の合格者は、次の①から③までのいずれかに該当する場合を除き、平成24年4月1日付けで採用するものとする。
 - ① 大学院修士課程又は博士前期課程(以下「大学院修士課程等」という。)の1年生に在学する者で、平成24年4月1日以降大学院修士課程等での修学継続を希望するものは、申請に基づき採用時期を最大1年間延期する。
 - ② 特別選考(Ⅱ)の合格者は、研修を実施するため、平成24年1月に採用する。
 - ③ 上記①及び②のほか、採用時期を変更することについて、特に止むを得ない事情があると認められる場合。
- (2) 選考試験の合格者であっても、次の①又は②に該当する場合は採用しない。
 - ① 受験した志望種・志望教科の教諭普通免許状又は特別免許状を取得見込みの者が、平成24年3月31日までに当該免許状を取得できない場合。
 - ② 平成24年4月1日現在において、受験した志望種・志望教科の有効な普通免許状を有していない場合。
- (3) 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、教員としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消すことがある。

14 その他

- (1) 台風等のため、試験の日程を変更する場合は、試験前日の午後3時以降に、大分県教育委員会のホームページ(<http://kyouiku.oita-ed.jp/>)に掲載する。
- (2) 体育実技試験を受験する者は、必要に応じて、事前に健康診断や医師の診察を受けるなど体調管理に十分注意すること。
- (3) 大分県公立学校教員採用選考試験に関する問い合わせ先は、「6の(2)書類の提出先」とする。ただし、試験当日の問い合わせ先は、各試験場とする。
- (4) 過去の試験問題等は、以下の場所で公開している。

大分県情報センター(大分県庁舎本館1階) 電話(097)506-2285
郵便番号870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

平成24年度大分県公立学校教員採用選考試験
第1次試験結果

平成23年7月29日

1 第1次試験合格者数

区 分	出願者数		最終 欠席者数 (c)	受験者数 (a)-(b)-(c)	第1次試験 合格者数	(参考) 採用 予定者数
	(a)	うち1次免除者数 (b)				
小学校	465	44	11	410	259	86
中学校	541	31	20	490	132	42
高等学校	594	24	28	542	126	35
特別支援学校	151	13	1	137	87	28
養護教諭	112	10	5	97	72	24
合計	1,863	122	65	1,676	676	215
特別選考Ⅰ (障がい者特別選考)	2	0	0	2	0	2
特別選考Ⅱ (社会人特別選考)	6		1	5	5	2
総合計	1,871	122	66	1,683	681	219

2 選考基準

平成24年度大分県公立学校教員採用選考試験合格者選考基準(第1次試験)

平成24年度大分県公立学校教員採用選考試験実施要項に定めるもののほか、合格者の選考に必要な基準は、次のとおりとする。

1 選考対象となる者

選考対象となる者は、当該志望種、教科・科目のすべての試験を受験した者に限る。

2 第1次試験の合格者の決定

各志望種、教科・科目ごとに、第1次試験の成績上位から合格者を決定する。

ただし、

- (1) 合格ラインに同点者がいる場合は、同点者すべてを合格者とする。
- (2) 特別選考(Ⅰ)(障がい者特別選考)の合格者は、当該志望種、教科・科目の一般選考の全受験者の上位1/2以内に相当する者に限る。
- (3) 特別選考(Ⅱ)(社会人特別選考)については、合格ライン(採用予定者数の4倍)の範囲内であっても、成績が特に著しく低い場合は、合格者としなくてよいことができる。

平成24年度大分県公立学校教員採用選考試験
第1次試験の合格最低点(一般選考)

平成23年7月29日

志望種	教科・科目等	教養試験	専門試験	実技試験	満点	合格最低点 (150点満点中)
小学校教諭		50	100		150	76
中学校教諭	国語	50	100		150	93
	社会	50	100		150	118
	数学	50	100		150	59
	理科	50	100		150	66
	音楽	50	60	40	150	94
	美術	50	60	40	150	105
	保健体育	50	60	40	150	113
	技術	50	100		150	110
	家庭	50	100		150	77
	英語	50	100		150	85
	高等学校教諭	国語	50	100		150
世界史		50	100		150	117
地理		50	100		150	116
数学		50	100		150	99
物理		50	100		150	87
化学		50	100		150	96
生物		50	100		150	86
保健体育		50	60	40	150	126
音楽		50	60	40	150	95
美術		50	60	40	150	106
書道		50	60	40	150	78
英語		50	100		150	92
家庭		50	100		150	90
農業		50	100		150	76
機械		50	100		150	71
電気		50	100		150	77
建築		50	100		150	60
商業		50	100		150	100
情報		50	100		150	100
特別支援学校教諭		小学部	50	100		150
	中学部	50	100		150	82
	高等部	50	100		150	88
養護教諭		50	100		150	75

本冊子64～65頁(「採用情報」大分県教育委員会HPより)